

中央図書館で使用する電力【質問・回答】

No	質問内容	回答
1	請求書のお届け方法について 請求書の電子化を予定しており、PDFファイルをメールにて送付したいと考えております。記載内容は紙面発行物と同一です。ただしパスワード等がないPDFファイルをそのまま添付する事となります。 ご承諾いただけますでしょうか。	請求書のPDFファイルを電子メールに添付して送付いただく場合は、パスワードを設定したうえで添付してください。
2	開札結果について 可能な限り早急に結果を知りたいため、開札後にこちらより連絡いたしますので、可能な範囲でご回答いただけますでしょうか。	開札後、10日以内に札幌市中央図書館のホームページに「入札等執行調書」を掲載いたしますが、ご連絡いただければ可能な範囲でご回答いたします。
3	自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。	自家発補給電力の契約はしておりません。
4	契約書案第7条2項について、契約電力が500kW以上の施設において、最大需要電力が契約電力を超過した場合に、弊社では超過金の支払いではなく契約電力の増加協議もしくは超過是正の対応をいたします。その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	当施設は500kW未満の施設となります。

5	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知いたしました。
6	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知いたしました。
7	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日は仕様書2(3) 調達期間のとおりです。
8	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	同一月の分割請求は予定しておりません。
9	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	承知いたしました。
10	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。1枚の請求書に対し複数からの支払いが発生する予定はありません。
11	自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置はついていません。供給開始は仕様書2(3) 調達期間のとおりです。

12	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書の内容について、変更または追加することはできません。
13	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	できません。契約書の別紙「単価一覧」の注3のとおり、小売電気事業者が用いる方法を準用してください。
14	弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	契約書の別紙「単価一覧」の注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者の用いる方法を準用しております。契約書第 12 条に該当する場合は協議することがあります。
15	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	できません。
16	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日まで確認可能かご教示ください。	予定価格内で入札した業者があった場合、落札業者は開札日に決定します。 また、開札後、10日以内に札幌市中央図書館のホームページにて「入札等執行調書」を掲載し、入札参加者名、入札金額等を公表いたします。
17	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の円未満の端数の取扱いについては、契約書第 11 条3項のとおりです。 基本料金及び電力量単価には消費税及び地方消費税を含みます。
18	契約書案第9条(計量及び検査)について、弊社では検査を受けるための通知は行っておりません。検査は省略とし、ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求 確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。	計量結果の報告について、請求書内訳への記載で問題ありません。

19	契約書案別紙4 単価一覧について、弊社では、まったく電気を使用しない場合、基本料金を 半額とするため、別途単価を設定しておりません。仮に弊社が落札した際、こちらの標記について協議に応じていただけますでしょうか。	電気を全く使用しない月はありません。
20	契約書第11条2項(2)【当該地域における一般送配電事業者が定める託送条件等による】とありますが、仕様書の記載の通り、【北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件(適用期間を含む)による】という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	契約保証金の免除を希望する場合、必要な提出書類はありますか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	免除の可否について判断するにあたり、書類の提出が必要となる場合は、落札後に契約書の写しをご提出いただきます。
22	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、【(基本料金単価×契約電力)＋力率割引・割増相当額】となりますが、契約単価積算内訳書の算定式を請求時の算定方法と合わせる必要はございますでしょうか。	算定方法は、契約単価積算内訳書の注3のとおりです。
23	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	できません。
24	契約代金の支払いについて 一般送配電事業者が所有する計量装置以外に、計量装置が設置されており(子メーター)、且つその計量装置ごとに請求を分ける必要はありますか。	請求を分ける必要はありません。
25	入札時の計算式の詳細について 端数処理における各項目に適用する単位が円か銭かご教示ください。 例: 税抜き単価: 小数点第2位まで(単位円)	契約単価積算内訳書記載のとおり、基本料金及び電力量料金は銭単位まで記載可能です。合計金額の単位は円で、円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。
26	代表者変更登記が開札日までに完了していない場合でも、入札に参加することは可能でしょうか。なお、契約開始時までには代表者変更登記が完了し、証明書類の提出も可能な見込みです。	変更前の代表者名でご参加いただくことは可能です。

27	「疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。」と記載がありますが、落札後の契約書協議は可能でしょうか。	契約書の内容について、変更または追加することはできません。
28	落札した場合、過去の30分値を提供していただくことは可能でしょうか。	データを保有している範囲で対応いたします。
29	落札情報は公開されますか。公開される場合は日程と公開場所をご教示いただくこと可能でしょうか	開札後、10日以内に札幌市中央図書館のホームページにて「入札等執行調書」を掲載し、入札参加者名、入札金額等を公表いたします。
30	契約金免除について 札幌市契約規則第25条各号の一に記載の「過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上」とのことですが、独立行政法人は対象となりますでしょうか。	独立行政法人は対象外です。